

# 研究事業に係る労働者派遣に関する企画提案募集実施要領

## 1 目的

研究事業に係る労働者派遣について、派遣元事業者の業務遂行能力等を総合的に審査し、最も適格な派遣元事業者を選定するものです。

## 2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称  
研究事業に係る労働者派遣業務
- (2) 派遣労働者の就業場所  
富山県立大学（射水市黒河 5180 番地）
- (3) 派遣期間  
令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年
- (4) 派遣労働者の業務内容  
別紙「研究事業に係る労働者派遣業務仕様書」のとおり

## 3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(9)までに掲げる条件を、すべて満たす者とします。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。
- (3) 富山県内に事務所を置く者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年3月31日富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。
- (7) 富山県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 富山県の全ての県税に滞納がない者であること。
- (9) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。

#### 4 企画提案の方法

##### (1) 主なスケジュール

令和4年4月25日（月）	企画提案募集開始
令和4年4月25日（月）～5月13日（金）	質問・照会受付
令和4年5月13日（金）午後5時	参加予定登録票提出期限
令和4年5月17日（火）午後5時	企画提案書提出期限
令和4年5月中下旬	企画提案審査委員会（予定） （プレゼンテーション、ヒアリングを含む）
令和4年5月下旬	企画提案書採択決定・審査結果公表
令和4年6月中	労働者派遣契約の締結
令和4年7月1日（金）	研究事業に係る労働者派遣開始

##### (2) 参加予定の登録

企画提案書の提出を予定する場合は、下記により登録を行ってください。

- ・提出書類 「参加予定登録票」（様式1）
- ・提出期限 令和4年5月13日（金）
- ・提出方法 持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか
- ・提出先 8の「問合せ先」に同じ

##### (3) 企画提案に関する質問・照会

企画提案に関する質問・照会については、下記のとおりとします。

- ・提出書類 「質問票」（様式2）
- ・受付期間 令和4年4月25日（月）～5月13日（金）
- ・提出方法 持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか
- ・提出先 8の「問合せ先」に同じ

##### (4) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については、下記のとおりとします。

- ①提出書類 各7部
  - ・企画提案提出書（様式3 A4判縦）
  - ・添付書類（許可証、プライバシーマーク等の写し、県税を滞納し

ていないことの証明、契約実績一覧)

- ②提出期限 令和4年5月17日(火)午後5時までに必着
- ③提出方法 持参、郵送(書留郵便等)のいずれか
- ④提出先 8の「問合せ先」に同じ

## 5 審査の方法

### (1) 企画提案書のプレゼンテーション等

- ①関係部局の担当職員等により構成する「企画提案審査委員会」においてプレゼンテーションを行っていただきます。  
\*実施日時、場所等については、企画提案書の提出者に別途連絡します。  
\*各提出者25分(プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)を予定しています。
- ②プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみを用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用できません。また、当日の追加資料も受理しません。
- ③「企画提案審査委員会」において、企画提案書を審査、採点し、総合点が最も高かった提出者を契約先候補者に決定します。

### (2) 審査の観点及び配点

企画提案書を審査するに当たっての観点及び配点については、下記のとおりとします。

- ①派遣労働者の安定確保や資質の確保(40点)  
派遣労働者の頻繁な交替や突発退職等を防止し、安定・継続的に県立大学が求める資質の高い労働者を確保できる態勢となっているか
- ②個人情報保護及び秘密保持(10点)  
個人情報及び業務上知り得た秘密の漏えいを防止できる態勢となっているか
- ③リスク管理及びトラブル発生時の対応や、県立大学に対するバックアップ体制(35点)  
トラブルの未然防止のための措置及び発生時の対応や、県立大学への情報提供や連絡体制など、派遣業務が円滑に実施できる態勢となっているか
- ④派遣労働者の賃金水準等が適正なものになっているか(15点)

### (3) 審査結果の通知及び公表

- ①審査終了後、各提出者には審査結果(企画提案の採否、総合点)を通知します。  
審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- ②審査結果のうち、以下の項目について県立大学ホームページ等で公表します。
  - ・企画提案数
  - ・採択された提出者名、採択の理由
  - ・総合点の状況(不採択となった個々の提出者の名称は公表しません。)

※公表した内容の外に情報公開請求がなされた場合の取扱い

企画提案書の採択決定後、公立大学法人富山県立大学情報公開規程に基づき開示請求（情報公開請求）がなされた場合は、提出者に連絡した上で、提出者名、総合点を公開します。

## 6 契約の相手方の決定方法

- ①県立大学は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、契約先候補者からあらためて見積書を徴収し、内容を精査の上、公立大学法人富山県立大学契約事務取扱細則第 35 条の規定により定められた予定価格の範囲内で、随意契約による労働者派遣契約を締結します。
- ②契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者とあらためて協議を行うこととします。

## 7 その他

- ①企画提案に要する経費は、提出者の負担とします。
- ②次に掲げる企画提案は、無効とします。
  - ・ 所定の日時、場所、方法により提出しなかったもの
  - ・ 同一提出者が 2 以上の企画提案を提出したもの
  - ・ 企画提案募集に関する条件、指示事項に違反したもの
  - ・ 提出書類に虚偽の記載があるもの
- ③提出された企画提案書及びその添付書類は返却しません。なお、提出された企画提案書等を、提出者に無断で使用することはありません。

## 8 問合せ先

契約に関する事 : 富山県立大学経営企画課財務係 担当 松澤

仕様書に関する事 : 富山県立大学経営企画課総務係 担当 上井

〒939-8501 射水市黒河 5180 番地

T E L : 0766-56-7500 / F A X : 0766-56-6182

E-mail : ホームページの「お問い合わせ」

(<https://www.pu-toyama.ac.jp/contact/>) をご利用ください。

※電子メールの場合は、念のため電話でご連絡をお願いいたします。